

チャレンジデー実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン

令和3年8月3日
笹川スポーツ財団

1. はじめに

本ガイドラインは、チャレンジデー実施にあたっての基準や感染拡大予防の留意点をまとめたものです。作成にあたり、厚生労働省が通知する「新しい生活様式」、公益財団法人日本スポーツ協会並びに公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の「スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、スポーツ庁の「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を参考にしております。なお、実施に際しての新型コロナウイルス感染症感染防止方策については、必ずしも十分な科学的な知見が集積されているわけではありません。このため、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しておりますので、今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることをご留意ください。

2. 実施にあたっての基本的考え方

2.1 緊急事態宣言区域・まん延防止等重点措置区域内での実施

政府による緊急事態宣言区域、または、まん延防止等重点措置区域に指定されたチャレンジデー実施自治体においては、主催団体問わず、比較的少人数のものも含め、クラスターが発生する恐れがある対面でのプログラムは原則中止といたします。また、自治体による独自集計もオンラインでの集計以外は禁止といたします。

2.2 緊急事態宣言区域・まん延防止等重点措置区域外での実施

対面でのプログラムの実施、自治体による独自集計を認めますが、実施に際しては、適切な感染防止対策（後述「4 チャレンジデー実施時の感染防止策」参照）を講じた上で実施してください。

3. プログラム実施

プログラムには、住民が集合して実施するプログラム（以下、集団プログラム）と個人単位で参加するプログラム（以下、個人プログラム）があります。集団プログラム、個人プログラムごとの具体的な実施形態、および集計方法については、「チャレンジデー2021 実施の手引き」をご確認ください。

3.1 プログラムへの受付および参加報告時の留意事項

参加者が密にならず、安全にプログラムを開催・実施するため、以下にご配慮ください。

- ① 受付および参加報告窓口には、手指消毒剤を設置すること。
- ② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること。（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。）
- ③ 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。
- ④ 参加者が距離において（できるだけ2mを目安に（最低1m））待機できるように目印の設置等を行うこと。
- ⑤ 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること。
- ⑥ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付や参加報告の一層の普及を図る。（受付場所での書面の記入を避けるようにすること）

3.2 プログラム参加者への対応

3.2.1 体調の確認

当日に参加者から以下の情報を、主催者が保存できる形で提出を求めることが必要です。

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先(電話番号)※個人情報の取扱いに十分注意する。
- ② 当日の体温
- ③ チャレンジデー2週間前に以下の事項の有無を確認
 - (ア) 平熱を超える発熱
 - (イ) 咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状
 - (ウ) だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)
 - (エ) 嗅覚や味覚の異常
 - (オ) 体が重く感じる、疲れやすい等
 - (カ) 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - (キ) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - (ク) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

3.2.2 マスク等の準備

参加者がマスクを準備しているか確認することが必要です。なお、運動・スポーツ中のマスクの着用は参加者等の判断によるもの※とするものの、参加の受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求めることが考えられます。

(※)マスク(特に外気を取り込みにくいN95などのマスク)を着用して運動・スポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることや、熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなることを周知すること。また、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても周知すること。

3.2.3 参加前後の留意事項

プログラム前後においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮してください。また、プログラム終了後は速やかに解散されるよう周知ください。

3.2.4 参加者の留意事項

- ① 運動・スポーツの種類にかかわらず、運動・スポーツをしていない時を含めて、感染予防の観点から周囲の人と十分な距離※を確保すること(介助者や誘導者の必要な場合を除く)。
- ② 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を確保すること。
- ③ 水泳時などでマスクをしていない場合は、十分な距離を確保すること。

(※)感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。

3.2.5 プログラム内容

プログラムを実施する際には、以下の点に配慮して実施することが求められます。

- ① 唾液がついている可能性のある空き缶やごみを活用したプログラム(空き缶積み上げやスポーツゴミ拾い等)は感染防止の観点から実施しないでください。
- ② 使用するボールやヨガマット等は事前に消毒を行い、プログラムの合間にも消毒をしてください。
- ③ オープニングイベントやエンディングイベントなど、大人数が集まる可能性のあるプログラムはなるべく屋外での実施とし、雨天時は人数制限を設けて開催することを検討ください。

3.2.6 集計作業

実行委員会における集計作業の際には、担当者同士が密にならないよう、行ってください。

4. チャレンジデー実施時の感染防止策

実施時の感染防止策について、感染防止のため実行委員会および各プログラム主体が実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理してください。また、各事項については、チェックリスト化※し、適切な場所(プログラムの受付場所等)に掲示することで、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組むことが必要です。また、障害者や高齢者など参加者の特性にも配慮が必要です。

(※)自治体ごとに必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いします。

4.1 周知・広報時の対応

チャレンジデーの周知・広報に際し、感染拡大の防止のためにプログラムへの参加者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めることが必要です。なお、参加者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること(当日に確認を行う)。
 - (ア) 体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - (イ) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - (ウ) 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを持参すること(スポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること)。
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④ 他の参加者、スタッフ等との距離(できるだけ2mを目安に)を確保すること(障害者の誘導や介助を行う場合を除く)。
- ⑤ プログラム実施中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- ⑥ 感染防止のために自治体が決めたその他の措置の遵守し、指示に従うこと。
- ⑦ プログラム実施後2週間以内に新型コロナウィルス感染症を発症した場合は、実行委員会、もしくはプログラム実施主体に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

4.2 各自治体における実行委員会が準備等すべき事項

4.2.1 手洗い場所、洗面所(トイレ)

手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保することが必要です。また洗面所(トイレ)は感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です

- ① 手洗い場には石鹼(ポンプ型が望ましい)を用意すること。
- ② 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること。
- ③ ウォーキングイベント等では、始点、休憩所、終点にできるだけ手洗い場を確保すること。
- ④ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を用意することも考えられる(参加者にマイタオルの持参を求めてよい。布タオルや手指を乾燥させる設備は使用しない)。
- ⑤ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。
- ⑥ トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー等)については、こまめに消毒すること。

⑦ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。

4.2.2 更衣室、休憩・待機スペース

更衣室、休憩・待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。更衣室や休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース(招集場所)について、以下に配慮して準備してください。

- ① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること(介助を行う場合を除く)。
- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、1回あたりの参加者数を制限する等の措置を講じること。
- ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等)については、こまめに消毒すること。
- ④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

4.2.3 飲料の提供時

水分補給として飲料を提供する際は、以下に配慮して行うことが求められます。

- ① 参加者が手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。
- ② ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること。
- ③ 取り扱うスタッフはマスクを着用すること。

4.2.4 会場

室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う必要があります。具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うことが考えられます。

4.2.5 ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用することが求められます。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗い、手指消毒することが必要です。

4.3 その他の留意事項

4.3.1 上記内容のほか、内閣官房が取りまとめている業種ごとの感染拡大予防ガイドラインも必要に応じて参照ください。

4.3.2 接触確認アプリ「COCOA」の活用を検討してください。

<参考ホームページ>

・「新しい生活様式」の実践例(2020年5月4日／厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

・スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

(2020年5月4日／公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会)

https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/jspo/guideline4_210215.pdf

・社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(2020年5月14日／スポーツ庁)

https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf

(以上)